

リスク管理体制

■ 統合的リスク管理の基本方針

- (1) リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、そのためのリスク管理体制を整備し、リスクを適切に把握・管理することにより、経営にとって許容可能な水準に収めた上で収益力の強化を図っていく。
- (2) 「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方のバランスのとれた経営をめざし、自己責任においてリスク管理の質を高めていく。
- (3) 経営陣自らが各業務分野におけるリスクの性質や量、適切な管理手法を十分把握し、リスクに関わる情報についての確かつ遅滞なく報告を受け、リスク管理の重要な方針を決定していく。

【令和7年度 リスクカテゴリー毎の管理方針】

信用リスク		(1)中小企業等のライフサイクルに応じた適切な支援により与信管理の充実を図る。 (2)大口与信先および管理債権先の管理徹底を図る。 (3)信用リスク管理規程等に則り与信信用リスクの厳正な把握に努める。 (4)金融の円滑化に向けた適切な対応に努める。 (5)保有有価証券の格付、株価、決算・財務状況等の最新情報の収集を行い、信用状況把握に努める。
市場リスク		(1)経済情勢や金利動向を注視し、地政学リスク及び金利上昇局面等の急激な金融環境の変化に対応できるようリスクコントロールを行い、安定的な収益確保に努める。
流動性リスク		(1)金融機関における流動性リスク管理は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であることを認識し、当組合の資金調達・運用特徴を理解し、適切かつ安定的な資金繰りを行う。 (2)必要収益を確保しつつ、流動性危機時に備え市場流動性・換金性が高い有価証券の保有に努める。
オペレーショナルリスク	事務リスク	(1)全ての業務に事務リスクが存在することを常に認識し、「事務規定・要領等」に則った正確な事務の励行により、リスクの軽減・未然防止に努める。 (2)法改正等へ適切に対応し、規定・要領等を整備し、正確な事務処理の徹底を図る。
	システムリスク	(1)顧客の信頼・安心感の確保等、安全で安定したシステムの構築・維持ならびにサイバーセキュリティの確保に取り組んでいく。
	法務リスク	(1)法務関連情報を的確に収集・管理するとともに、顧問弁護士等の活用を図りながら法務リスク防止およびリスクの軽減を図る。
	風評リスク	(1)評判の悪化や風説の流布等による顧客動向の変化に注意し、信用が低下することから生じる損失・損害などに対して、迅速・適切な対応を図る。 (2)信用組合業界に関する報道、風説等により当組合の評判が悪化し、信用低下につながる事が無いように注意する。発生または予見される場合は、影響を最小限にとめるため、迅速かつ適正な対応をとる。
	人事・労務リスク	(1)経営方針、就業規則、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、組織の活性化と職員の人権尊重を柱とした人事労務・安全衛生対策を実施し、職員各自が最大限能力を発揮できる環境を整備する。
有形資産リスク		(1)万一の災害や犯罪等発生時の人的損失ならびに物的損失の軽減に努める。
顧客保護		(1)顧客のニーズを尊重し、顧客の保護および利便性の向上を図り、業務の健全性ならびに適切性の確保・維持を行う。 (2)組織的対策の推進により、確実なマネロン体策を励行する。

リスク管理体制および法令遵守体制に対する取り組み

■ リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展といった金融環境の大きな変化に伴い、信用組合経営に係るリスクはますます多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は従来にも増して高まっております。

当組合は、経営の健全性維持・向上のためにリスク管理体制の充実とリスク管理の強化を図っていくことが経営の最重要課題であると考えており、統合的リスク管理規程により各種リスクを管理しております。また、毎年理事会において定める統合的リスク管理の基本方針に基づき、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスク管理の質を高め、リスクを経営の受容可能な水準に収めたうえで、収益の強化を図るといった「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

◇リスクの内容とリスク管理体制

当組合は、信用リスク、市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の様々なリスクについての管理体制を強化するために「統合的リスク管理委員会」を設置し、諸リスクの一元把握管理を行うとともに適時、適切に経営方針に反映するよう努めております。

◇信用リスク管理

信用リスクとは与信先の倒産や業況の悪化などから、貸出金等の元金や利息の回収が困難となり、これに伴って損失が発生するリスクをいいます。

当組合では、資産の健全性向上を目的として、従来から貸出金の審査・管理部門を他の部門から分離独立させており、厳格な審査・管理体制をとっております。

審査にあたっては、取引先の財務内容の検討や、企業の実績、成長性、業界動向の分析等定量面と定性面の両面から総合的な信用判断に努めております。

融資面では、勤労者を中心とした小口融資が大半であり、健全性を確保してまいりましたが、今後とも、この基本方針を堅持してまいります。また中小企業・個人事業者への融資につきましては、長崎県信用保証協会保証を併せながら推進を図ってまいります。

◇市場リスク、流動性リスク管理

市場リスクとは、金利や債券・株式相場、為替相場の変動により保有する資産の価値が変動し、損失が発生するリスクをいいます。

また、流動性リスクとは市場からの調達能力の低下、流動性確保不足等により必要な資金が確保できないリスクや、市場の混乱等により市場取引が円滑にできず、これに伴って損失が発生するリスクをいいます。

当組合では、安定した資金収益を確保するために、経済・金融動向を的確に把握することに努め、ALM委員会による資産・負債の総合管理を実施しております。

また、資金運用委員会を設け、資金運用環境の分析、取得金融資産の選別などを実施するほか、リスクの種類・性格に応じ、これを適切なものにコントロールするよう努めております。

◇事務リスク管理

事務リスクとは、各種組合取引を処理するための事務を正確にあるいはタイムリーに行わなかったり、不適切な処理を行ったりしたために生じる事故や不祥事などにより損失が発生するリスクをいいます。

当組合では、このようなリスクを回避するため、事務水準の向上、事務事故防止、業務運営の適正化・効率化など、事務管理体制の強化に取り組んでおります。

具体的には、各種事務取扱規定やマニュアルを定め、厳格な取扱いを徹底するとともに、業務別、階層別研修やOJTなどを実施し、事務の品質・水準の向上に努めております。

◇システムリスク管理

システムリスクとは、災害やコンピュータシステムの障害などにより、コンピュータの停止または誤作動等によって損失が発生するリスクをいいます。

当組合は、SKCセンター(信組情報サービス株式会社)へ加盟し、SKCホストコンピュータの機能障害については予備のシステムを保有しており、突然の障害等にも対応できる態勢を整えております。さらに通信回線の二重化やデータファイルの二重化を行っており、システムの安全対策に万全を期しております。

◇内部監査体制

当組合では、リスク管理の実効性を高め不正事故・事務ミスなどを防止し、経営の健全性を維持・向上させるために、組合内の監査組織として監査室を設置しています。監査室では、営業店・本部各部への立入り監査を原則年1回実施し、厳正な監査と適切な指導を行っております。

■ 法令等遵守体制

金融機関がその社会的責任や公共的使命を果たし、お客さまの信頼を獲得していくためには、業務の健全かつ適切な運営と経営の健全性確保が不可欠であり、経営トップのリーダーシップのもと、高い倫理観と遵法精神を常に認識し、法令等遵守を着実に実践しなければなりません。

当組合では、コンプライアンス体制の確立が経営の最重要課題であるとして、常勤理事会において当組合でのコンプライアンス(法令等遵守)のあり方をあらゆる角度から検討し、全社的な取り組みとして役員一丸となってコンプライアンスの徹底に努めております。具体的には、法務リスクを統括するためにコンプライアンス委員会を設置して法務問題を一元管理するとともに、各店舗に配置したコンプライアンス・オフィサー(法令等遵守担当者)との連携を強化して適切な対応を行っています。また、コンプライアンスの具体的な手引書または実践計画書として、コンプライアンス・マニュアルおよびプログラムを策定し、コンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンス・マニュアル、プログラムを全職員に配布し、全店舗で勉強会等を実施するほか、集合研修の受講等により、法令等遵守の企業風土醸成と全役職員の意識高揚・レベルアップに努めております。

■ 当組合のマナー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融(以下「マネロン等」といいます。)を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁 マナー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する動向等を評価しこれを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン等対策に関する方針)・手続(マネロン等対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン等対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに長崎県警察の指導により、当組合ではマネロン等のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客情報提供の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。